

「蔦屋重三郎ゆかりの地 台東区」ロゴマーク募集応募規約

この応募規約は、台東区大河ドラマ「べらぼう」活用推進協議会が主催する「蔦屋重三郎ゆかりの地 台東区」ロゴマーク募集に関する条件を規定することを目的としています。ご応募いただく際には、応募規約をよくお読みいただき、同意いただける場合に限り主催者の指定する方法でご応募ください。

主催者は応募規約の全部または一部を応募者に事前に通知することなく、任意に改定することができるものとします。この場合、改定の効力は、台東区公式Webサイトに掲示した時点で生じるものとします。

[応募にあたっての注意事項]

- ・ 応募作品のデザイン画の元データ(jpg、フォトショップデータ、イラストレーターデータ等)は、審査が決定するまで保管し、主催者から要望があれば提出をお願いします。
- ・ 応募作品は返却いたしません。
- ・ 応募作品の制作・通信費・応募にかかる費用はすべて応募者のご負担となります。
- ・ 応募作品の提出後に修正・撤回することはできません。
- ・ 応募作品は、主催者の都合により変更・修正する場合があります。
- ・ 応募者は、主催者の運営方針に従うものとし、運営方法について一切異議を申し立てないものとします。
- ・ 第三者から権利侵害等の申し出があった場合や、トラブルが生じ、また、訴訟等が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決するものとし、主催者は一切の責任を負いません。なお、これにより、主催者が損害を被った場合は、損害を賠償していただきます。
- ・ 応募作品の全部または一部が商用利用されていないことを予め保証していただきます。
- ・ 必要事項の入力内容に不備がある場合やご連絡が取れない場合等は、入賞の権利を無効とさせていただく場合がございます。

[個人情報の取扱い]

- ・ 応募者および入選者からいただいた全ての個人情報は、主催者がお預かりし、ロゴマーク募集における運営、賞金の発送・表彰、入選者への諸連絡、個人を特定しないデータの収集・分析、応募状況の集計・公表にのみ使用し、その他の目的では使用いたしません。また、主催者は、当該事務の委託に必要な範囲で業務委託先に提供する場合を除き、個人情報を応募者に断りなく第三者に提供いたしません。応募者の個人情報は、ロゴマーク募集終了後、主催者及び業務委託先にて、責任をもって廃棄いたします。
- ・ 応募作品の公開や入選者の発表の際には、入賞者のお名前を公表することがあります。あらかじめご了承ください。
- ・ その他個人情報の取扱いについては台東区個人情報保護条例に基づく、個人情報保護制度にのっとり、適切に管理、運営いたします。

[ロゴマーク募集の変更・停止・中断・終了について]

- ・ 主催者は、以下に定めるいずれかの事由をはじめ、やむをえない事情が生じたと判断する場合には、応募者に事前に通知することなく、変更、中断、停止または終了することができるものとします。これにより応募者が不利益を被った場合であっても、主催者は、主催者に故意または重過失のない限り損害賠償義務およびその他一切の責任を負わないものとします。

- (1) 火災、停電または通信環境の悪化等により提供が出来なくなった場合
- (2) 地震、噴火、洪水、津波等の天候地変、暴動、労働争議、官公署の命令等により提供が出来なくなった場合
- (3) その他開催、継続が困難であると主催者が判断した場合

[禁止事項について]

- ・ 主催者は、応募者が応募に際して以下のいずれかに該当する行為を行っているとして判断した場合、または応募規約に違反した場合、何ら通知することなく応募者による応募を禁止または無効、ならびに選考の対象外とすることが出来るものとします。ただし、主催者は、かかる行為の有無を探知する義務または責任を負うものではありません。
- (1) 主催者、他の応募者その他の第三者の見地・意見を侵害する行為
- (2) 主催者、他の応募者その他の第三者を誹謗中傷し、侮辱し、名誉、信用、プライバシー等を廃棄し(主催者、他の応募者その他の第三者のメールアドレス、電話番号、住所等の個人の特定につながる情報を開示する行為を含む)、または業務を妨害する行為
- (3) 公職選挙法に違反する行為
- (4) 宗教団体その他の団体・組織または物品若しくはその閲覧を勧誘する行為
- (5) 出資、寄付、資金提供又は物品若しくはサービスの購入を勧誘する行為
- (6) 応募作品の全部または一部を商用利用する行為
- (7) 主催者が不適切と判断する他のウェブサイトを紹介し若しくはその閲覧を勧誘する行為
- (8) 主催者、およびほかの応募者その他の第三者に対し、コンピューターのソフト・ハードの正常な機能を阻害するウイルス等の有害なプログラムまたはファイル等を発信する行為
- (9) SNS(X・Instagram 等)を使用するうえで利用規約に違反する行為
- (10) 公序良俗、法令、若しくは刑罰法規に違反し、またはその他主催者が不適切と判断する行為
- (11) 採用後であっても、上記の条件に違反していたことが判明した場合、採用は無効となります。また、デザインが類似と認められた場合も、採用を取り消すことがあります。これらに伴い、発生するトラブル、損害等などは、当協議会及び台東区では負いかねますので、ご留意ください。

[無体財産権の取扱い]

応募作品に関する著作権(著作権法第 27 条に定める権利を含む)、使用权は、当協議会に帰属するものとします。

採用作品の受賞者は、採用作品に関して著作者人格権を行使しないものとします。

採用作品の受賞者は、主催者が採用作品の商標・意匠の出願・登録をすることを認めることとします。

応募者は、応募事業の紹介や記録のために主催者が応募作品を利用することを認めることとします。

[損害賠償]

応募者は、ロゴマーク募集への参加とその結果に対して責任を負い、応募者の責に帰すべき事由により、他の応募者又は第三者に損害を与えた場合、応募者の責任と費用をもってこれを解決するものとします。

応募者は、ロゴマーク募集への応募に関して、応募者の責に帰すべき事由により主催者に損害を与えた場合、主催者が被った損害を賠償するものとします。

[準拠法・裁判管轄]

応募規約は日本法を準拠法とし、これに従い解釈されるものとします。

また、ロゴマーク募集に関連して生じた紛争は東京地方裁判所の専属的合意管轄に属するものとします。